

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

（基本情報）

地方公共団体名	愛媛県
事業計画名	えひめ 2050 年カーボンニュートラル重点対策加速化事業計画
事業計画の期間	令和 5 年度～10 年度

1. 2030 年までに目指す地域脱炭素の姿

(1) 目指す地域脱炭素の姿

○愛媛県の概況

愛媛県は、県を東西に横断する中央構造線を境として、北側には瀬戸内海に面した平野が広がり、南側には四国脊梁をなす四国山地や雄大な四国カルストが広がっている。また、西日本一標高の高い石鎚山（1,982m）をはじめ、多くの険しい山々や盆地が多数あり、全体的に山地の多い地形となっている。一方、瀬戸内海、宇和海には大小 200 余の島々が散在し、海、山両面の自然に恵まれた地形となっている。

○地域特性・課題

愛媛県は、第二次産業が集積する東予地域（県東部）、第三次産業が盛んな中予地域（松山市を中心とする県中央部）、第一次産業が中心の南予地域（県南西部）と、地域それぞれに特色ある産業が集積する構造である。（第一次産業 2.2%、第二次産業 30.0%、第三次産業 67.6%。）

特に「ものづくり」産業については、東予地域には、古くから製紙業から紙加工業に至る紙関連産業が集積し、パルプ・紙・紙加工品製造業の製造品出荷額等が全国 1 位の四国中央市、江戸時代の別子銅山の開坑以来、化学や機械、非鉄金属といった住友グループの企業城下町として発展してきた新居浜市、近年、鉄鋼をはじめ、飲料や化学、造船等の大手企業の工場立地が目覚ましい西条市、更には、国内最大のタオル産地であり、世界に誇る造船や海運会社が立地する今治市など、多彩な工業都市が連なり、日本屈指の高い技術力や優れた製品を持つ企業が数多く集積している。これに伴い、製造品出荷額は四国内の 45.3%を占める「工業県」としての特徴を有している。

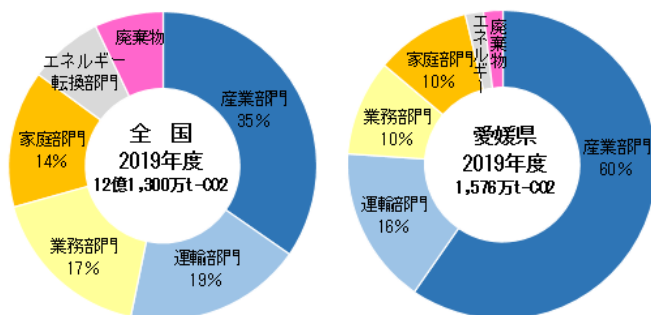
このため、地域間競争・グローバル競争の激化やカーボンニュートラルに向けた流れが加速する中、脱炭素化や環境保全をビジネスや地域創生のチャンスとして捉え、県内企業の力強い成長と地域脱炭素の両立を図っていくことが求められている。

また、現在、県内企業・県等が、環境省の「脱炭素社会実現のための都市間連携事業」の採択を受け、インドネシア（温室効果ガス排出量世界第 8 位）で、排水処理・発電や植樹による森林再生等を支援しているところで、今後も引き続き、県内企業の有する優れた技術・製品を活用して、脱炭素化や環境保全等の世界的課題の解決に取り組んでいくことが求められている。

○温室効果ガスの排出状況

愛媛県の 2019 年度における二酸化炭素排出量は、2013 年度比 26.2%減の 1,576 万 t-CO₂。

部門別排出割合の全国比較



部門別排出削減状況

CO₂排出削減状況 (単位: 千t-CO₂, %)

	2013	2019	削減率
産業部門	12,349	9,408	▲ 23.8
運輸部門	2,754	2,593	▲ 5.8
業務部門	2,974	1,551	▲ 47.8
家庭部門	2,736	1,602	▲ 41.4
非エネルギー由来	549	606	10.4
全体	21,362	15,760	▲ 26.2

東予地域（県東部）を中心に、紙・パルプ、化学工業、繊維工業等のエネルギー大量消費型産業が多数立地するため、産業部門のCO2排出量が県全体の60%（全国35%）を占め、また、エネルギー消費量では非電力（熱・燃料）が県全体の70%（全国48%）を占めている。

また、2013年度比の排出削減率は、業務部門及び家庭部門では削減が進んでいる一方、産業部門及び運輸部門の削減率は小さく、排出割合が高い分野での削減が進んでいない状況である。

○これまでの取組み

愛媛県は、令和2年2月、第六次愛媛県長期計画『愛媛の未来づくりプラン』における環境分野での基本計画でもある「えひめ環境基本計画」において、全国で初めて、「2050年脱炭素社会の実現」という目標を掲げ、既存技術の最大限の活用に加え、今後の脱炭素イノベーションによる革新的技術等を導入するなど、あらゆる取組を通して脱炭素社会の実現を目指すことを位置付けた。

また、同時に策定した「愛媛県地球温暖化対策実行計画」においても、2050年脱炭素社会の実現を長期目標に、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比27%削減することを中期目標に設定し、緩和策と適応策を両輪として、総合的な地球温暖化対策を積極的に推進してきた。

具体的には、排出量の6割を占める産業部門の対策が特に重要となるため、産業界が取り組む先駆的・広域的取組を促進するとともに、温暖化対策の必要性を漠然とは理解しているものの、「何に取り組めばよいのか分からない」という中小企業に対しては、脱炭素経営セミナーによる啓発、省エネ診断結果に基づく省エネの徹底や再エネ導入等の指導・助言、温暖化対策を対象とする低利融資枠の拡充などの取組を進めてきた。

また、運輸部門では、市町と連携したEVの購入補助、公用EVカーシェアリングの実施、急速充電設備・水素ステーションの設置促進等により、電動化を促進するとともに、家庭部門では、市町と連携した家庭用燃料電池や蓄電池等への補助、照明器具のLED買替キャンペーンの実施、温暖化対策をテーマとする川柳や4コマ漫画の募集を通じて、家庭での省エネの促進や意識啓発等に取り組んでいる。

しかしながら、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、対策を強化・加速化する必要があることから、令和4年11月、庁内関係部局で構成する「愛媛県地球温暖化対策推進本部」を設置し、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を、現行の27%から国と同率の46%に暫定的に引き上げ、各種施策を総合的・部局横断的に推進していくこととした。併せて、県の事務事業についても、現行計画の2013年度比17%以上という削減目標を、政府の事務事業と同率の50%削減に暫定的に引き上げ、地域における地球温暖化対策の牽引役として、自らの事務事業において、太陽光発電設備の積極導入、公用車の電動化等に率先して取り組むこととした。なお、令和6年1月に県実行計画を改定し、暫定的に設定した目標値の引き上げを計画に反映している。

○重点対策加速化事業で取り組む課題及び方向性

ア 再生可能エネルギーの普及拡大

本県の自然を活用した再生可能エネルギーの導入については、固定価格買取制度開始後、特に太陽光発電を中心に年々増加し、令和3年度末現在、平成25（2013）年度比3.8倍の116.7万kWとなっている。しかしながら、本県のエネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合は3%程度に留まり、地域内総生産GRPの4.6%に相当する2,244億円（2018年度）が、エネルギー代金として県外に流出するなど、日照時間が比較的長い（2020年度全国第14位）、森林面積が比較的広い（2019年度23位）という本県の特性を活かしてきていない。

愛媛県のFITベースの再生可能エネルギー発電設備の導入推移（単位：万kW）

	太陽光	風力	地熱	中小水力	バイオマス	合計
平成23年度末	6.7	6.8	0.0	1.0	0.2	14.7
平成25年度末	22.1	6.8	0.0	1.0	0.5	30.4
↓						
令和元年度末	79.6	11.3	0.0	1.1	3.1	95.1
令和2年度末	84.5	12.9	0.0	1.1	9.4	107.9
令和3年度末	93.3	12.9	0.0	1.1	9.4	116.7

再生可能エネルギーのポテンシャルは、消費量の3.6倍あると推計されており、今後、太陽光発電と風力発電を主体に、再生可能エネルギーの追加導入を促進していく必要がある。特に、県有施設については、設置可能な県有施設の約50%に太陽光発電設備を導入し、県事務事業における温室効果ガスの排出を削減するとともに、地域への再生可能エネルギーの普及を牽引していく必要がある。

イ EVの普及促進

運輸部門のCO2排出量は県全体の16%を占め、産業部門と並んで、その排出削減対策を強化する必要がある。都市部以外では公共交通機関網が整備されていないため、地域の足を確保しながら運輸部門の脱炭素化を進めていく必要があるが、EVは、車両価格の高さや充電インフラが十分整備されておらず「電欠」不安等から普及が進んでおらず、令和3年度末現在のEV保有率は0.088%（全国平均0.179%）で、全国第45位である。

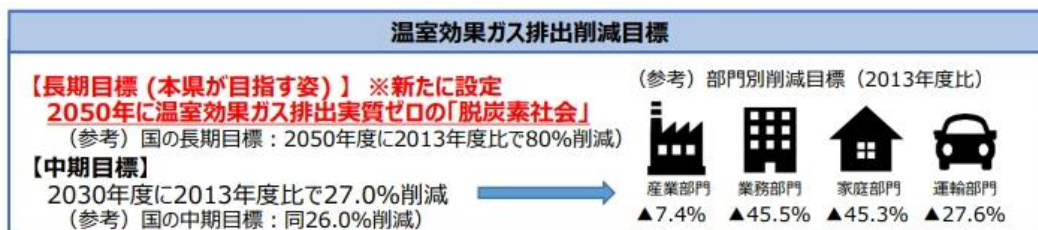
EVの普及促進に向けては、EV導入の支援・普及啓発と安心・安全な走行環境の整備の両方に取り組んでいく必要がある。

○2030年までに目指す地域脱炭素の姿

2050年カーボンニュートラル実現を目指して、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減することを当面の目標とし、経済・社会、産業等の幅広い領域において、県民、行政、事業者等がそれぞれの役割のもと一丸となり、オール愛媛で取り組む。

(2) 改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

令和2年2月に策定した愛媛県地球温暖化対策実行計画においては、2050年脱炭素社会の実現を目指して、2030年度の県全域の温室効果ガス排出量を2013年度比27%削減、県事務事業における温室効果ガス排出量を2013年度比17%以上削減する目標を掲げた。



その後、国の地球温暖化対策計画（改定）や、令和3・4年度に実施した再生可能エネルギー導入促進調査の結果その他の地域の実情を踏まえ、令和6年1月に県実行計画を改定し、2030年度の県全域の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減に、県事務事業における温室効果ガス排出量を2013年度比50%削減に引き上げている。

なお、県実行計画の改定に先立ち、令和4年11月、区域施策編及び事務事業編の温室効果ガス削減目標をそれぞれ国と同率の46%及び50%に暫定的に引き上げ、対策の強化・加速化を図っている。

<区域施策編の中期目標>	
(改定前) 2013年度比▲27%	→ (改定後) ▲46% (国と同率)
<事務事業編の目標>	
(改定前) 2013年度比▲17%以上	→ (改定後) ▲50% (国と同率)

(3) 促進区域

－（県基準は、令和5年度の愛媛県地球温暖化対策実行計画の改定に合わせて策定済。）

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 本計画の目標

(地方公共団体実行計画に掲げる目標達成に向けた重点対策加速化事業の位置付けや活用方策等)

○愛媛県地球温暖化対策実行計画 <区域施策編>

基本理念 環境・社会・経済の好循環による持続可能な脱炭素社会の実現

基本方針 I 脱炭素型ライフスタイルへの転換

II 脱炭素型のビジネススタイルの実現

III エネルギーの脱炭素化の推進

IV 環境負荷の少ない地域づくり

V 環境教育 (ESD)・環境学習の充実とパートナーシップの構築

VI 気候変動への適応の推進

対策・施策 (関係分抜粋)

I 脱炭素型ライフスタイルへの転換

②省エネ・創エネ・蓄エネによる住宅のゼロエネルギー化

○省エネ住宅、県産材住宅の普及

➢ 省エネ診断や断熱リフォームなど省エネ住宅の普及に取り組むとともに、住宅の ZEH 化を促進します。

➢ 温暖化防止効果(成長過程における CO2 吸収、木材輸送距離短縮による CO2 排出量削減や県内林業の活性化に資する県産材住宅の普及、CLT 住宅の普及を促進します。

○住宅への太陽光発電、蓄電池、燃料電池、V2H 設置の推進(再エネ電力等の自家消費の促進)

➢ 家庭における CO2 排出量削減と非常時のエネルギー供給が行えるよう、住宅への太陽光発電及び家庭用蓄電池及び V2H の導入を促進します。

➢ 脱炭素社会形成に向けた新たな技術である家庭用燃料電池の設置を促進します。

③環境負荷の小さい交通の促進

○ガソリン車から電動車への転換

➢ ガソリン車から次世代自動車ガソリン車から次世代自動車(特に電気自動車(EV)や燃料電池車(FCV))への転換を促進します。

➢ EV・FCV の充電・充填設備等のインフラ設備の整備・拡充(複数口化を含む)を推進します。

➢ EV・FCV から自宅等にエネルギー供給が行えるよう V2H の導入を促進します。

II 脱炭素型のビジネススタイルの実現

②省エネ・創エネ・蓄エネによる建築物のゼロエネルギー化

○省エネ設備・機器の導入、BEMS 運用によるエネルギー消費の抑制

➢ 工場・事業所・オフィスビル等の省エネ化に向け、高効率な省エネ機器・設備の導入を促進します。特に中小企業に対しては、省エネ設備・機器の導入を推進します。

➢ エネルギー消費量を可視化する簡易計測ツールや BEMS の導入など、エネルギー管理・見える化による省エネ対策を促進します。

○建築物の ZEB 化、再エネ発電設備、蓄電池設置の推進(再エネ電力等の自家消費の促進)

➢ 工場・事業所・オフィスビル等の ZEB 化や、県産材 CLT 建築物の普及を促進します。また、再エネ設備等の導入により、エネルギーの地産地消や災害時等の事業継続にも資する自立・分散型電源の確保を促進します。

III エネルギーの脱炭素化の推進

①再生可能エネルギーの導入拡大

○地域と共生する再エネ導入の促進

- 地域の合意形成を図りつつ、環境に適切に配慮し、地域に貢献する再エネ導入に向け、市町が地域の自然的社会的条件に応じて再生可能エネルギーの促進区域を設定できるよう、温対法第21条第6項に基づく環境配慮基準を策定します。なお、環境配慮基準は、本計画の別冊として公表します。
- 市町や県内事業者等が行う再エネ等導入に関する取組みや地域資源を活かした再エネ等の利活用による地域課題に資する取組み、災害に強い自立・分散型のエネルギー供給を構築する取組みなどを推進します。
- 再エネ導入にあたっては、事業者は、自然環境との調和と関係法令の遵守徹底を図るほか、条例等による地域住民への説明・対話・合意形成や、地域貢献型事業の支援などにより、地域と共生した事業を推進します。

○愛媛県地球温暖化対策実行計画 <事務事業編>

基本方針を具現化するための対策・施策（関係分抜粋）

1) 重点的な取組み

①建築物の大幅な省エネルギー化整備

- 今後、建築物を新築・改築する際には、省エネルギー対策を施した設計とし、原則としてZEB0oriented相当以上に適合するものとします。
- また、既存の建築物においても、エネルギー診断の活用によりエネルギー利用状況を把握するとともに、可能な限り、高効率空調機や熱源機器を順次導入することにより省エネを進め、温室効果ガス排出量の少ない施設へと転換を図ります。
- さらに、大規模な建築物を中心に、ビルエネルギー管理システム(BEMS)を導入し、エネルギー消費の最適化を図ることで、効率的な施設のエネルギー運用に努めます。

②太陽光発電設備の積極的導入

- 今後新築・改築する県有施設には、原則として、太陽光発電設備を設置します。
- 既存の建築物についても、設置可能性調査結果に基づき、計画的に太陽光発電設備の設置を進めます。これにより、2030年度までに、設置可能な建築物の約50%以上に太陽光発電設備が設置されることを目指します。
- また、設置に際しては、自己所有だけでなく、リースやPPAモデルも活用するとともに、蓄電池の導入も積極的に検討します。

③環境性能が高い公用車の導入

- 公用車の購入・更新に際しては、特殊車両で代替可能な電動車がいない場合等を除き、原則としてEV(電気自動車)・FCV(燃料電池自動車)等の電動車を導入します。これにより、2030年度までに電動車(PHVやHVを含む)の導入割合が100%となるよう、計画的に公用車の電動化を進めていきます。
- また、停電時等に、電動車から電気を取り出して、庁舎や被災地等で活用できるよう、外部給電機器の整備も進めます。

⑥『とべもり+(プラス)』エリアにおける脱炭素モデル地域の確立

- 県有施設が集積する『とべもり+(プラス)』エリアにおいて、建築物の省エネ化やLED等の高効率設備への切替、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入等、脱炭素の鍵を握る上記の取組みを数多く取り入れることにより、2030年度までにゼロカーボン実現を目指します。
- また、脱炭素の先進かつ象徴的な事例として、取組みの過程を含めて積極的に情報発信し、県内への波及を図ります。

(本計画の目標等)

①温室効果ガス排出量の削減目標	4,292 トン-CO2 削減/年
②再生可能エネルギー導入目標	5,698 kW (ゼロ予算事業合算 8,998 kW)
(内訳)・太陽光発電設備	5,698 kW (ゼロ予算事業合算 8,998 kW)
③その他地域課題の解決等の目標	○脱炭素の促進 交付金を活用した本計画(事業)を活用した取組みを進めることで、本計画の目標達成と合わせて、愛媛県地域温暖化対策実行計画

	<p>に定める温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた効果上積みを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県有施設に太陽光発電設備や省エネ設備の設置を加速化させ、設置可能な県有施設における太陽光発電設備設置率を2030年度には50%以上とする。 県有施設における温室効果ガス排出削減効果をPRすることで、地域への普及を牽引していく。 市町と連携して、家庭向け太陽光発電設備の導入を促進し、県内一円に再エネ創出の機運を醸成する。 <p>○災害対応力（レジリエンス）の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の導入と合わせて、県公用車を順次EV（車載型蓄電池）の切替えや個人・事業者のEV導入を促進し、2030年度における県内EV保有台数を57,000台とする※1。 また、EVの導入により、エネルギー自立を促進し、災害対応力を向上させる。 <p>○電力料金等の支出及び地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力料金・燃料費の支出（県外流出）が削減される。 県有施設／年間199,479千円の支出減※2 家庭等／年間115,529千円の支出減※3 その結果、県内再投資の増加が可能となり、地域経済の活性化が図られる。
④総事業費	2,339,222千円 (うち交付対象事業費 1,982,573千円)
⑤交付限度額	659,871千円
⑥交付金の費用効率性	9.2千円／トン-CO2

※1 自動車保有台数987,500台×国のEV及びPHEV導入見通し16%（資源エネルギー庁「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」）×本県のEV及びPHEVに占めるEVの割合36%≒57,000台

※2 年間発電量 5,698kW×損失係数0.85×年平均日射量4.03×365日=7,124,252kWh
電気料金 7,124,252kWh×28円/kWh（実績）=199,479,060円

※3 年間発電量 3,300kW×損失係数0.85×年平均日射量4.03×365日=4,126,015kWh
電気料金 4,126,015kWh×28円/kWh（四国電力おトクe-プラン）=115,528,420円
(1世帯平均 175,043円)

(2) 申請事業

①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

令和5年度	[県] 県有施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 [県] 県有施設への蓄電池の導入 [家庭等]太陽光発電設備の共同購入事業※	1件、10kW 1件、10kWh 110件、550kW
令和6年度	[県] 県有施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 [家庭等]太陽光発電設備の共同購入事業※	16件、471kW 110件、550kW
令和7年度	[県] 県有施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 [県] 県有施設への蓄電池の導入 [県] 車載型蓄電池等の導入（公用） [県] 充放電設備の設置（公用）	12件、1,387kW 1件、691kWh 7台 7基

	[家庭等]太陽光発電設備の共同購入事業※	110 件、550kW
令和8年度	[県] 県有施設への自家消費型太陽光発電設備の導入	15 件、988kW
	[県] 県有施設への蓄電池の導入	15 件、300kW
	[県] 車載型蓄電池等の導入 (公用)	24 台
	[県] 充放電設備の設置 (公用)	16 基
	[家庭等]太陽光発電設備の共同購入事業※	110 件、550kW
令和9年度	[県] 県有施設への自家消費型太陽光発電設備の導入	19 件、1,792kW
	[県] 県有施設への蓄電池の導入	19 件、380kW
	[県] 車載型蓄電池等の導入 (公用)	13 台
	[県] 充放電設備の設置 (公用)	11 基
	[家庭等]太陽光発電設備の共同購入事業※	110 件、550kW
令和10年度	[県] 県有施設への自家消費型太陽光発電設備の導入	17 件、1,051kW
	[県] 県有施設への蓄電池の導入	17 件、340kW
	[県] 車載型蓄電池等の導入 (公用)	5 台
	[県] 充放電設備の設置 (公用)	5 基
	[家庭等]太陽光発電設備の共同購入事業※	110 件、550kW
合計	[県] 県有施設への自家消費型太陽光発電設備の導入	80 件、5,698kW
	[県] 県有施設への蓄電池の導入	53 件、1,721kWh
	[県] 車載型蓄電池等の導入 (公用)	49 台
	[県] 充放電設備の設置 (公用)	39 基
	[家庭等]太陽光発電設備の共同購入事業※	660 件、3,300kW

※ 太陽光発電設備の共同購入事業は、制度創設・運営・管理を実施するが、ゼロ予算事業のため、事業費は計上しない。

※ 各年度の積み上げと合計は、端数の関係で一致しない場合がある。

③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等の ZEB 化誘導

令和9年度	[県] 高効率給湯器等の導入	2 件、6 台
令和10年度	[県] 高効率給湯器等の導入	2 件、4 台
合計	[県] 高効率給湯器等の導入	4 件、10 台

⑤ゼロカーボン・ドライブ

令和5年度	[県] 車載型蓄電池等の導入 (公用)	4 台
	[県] 充放電設備の設置 (公用)	4 基
	[法人等] 充電設備の設置補助 (経路充電・目的地充電)	1 基
令和6年度	[県] 車載型蓄電池等の導入 (公用)	5 台
	[県] 充放電設備の設置 (公用)	3 基
	[法人等] 充電設備の設置補助 (経路充電・目的地充電)	10 基
令和7年度	[県] 車載型蓄電池等の導入 (公用)	4 台
	[県] 充放電設備の設置 (公用)	2 基
合計	[県] 車載型蓄電池等の導入 (公用)	13 台
	[県] 充放電設備の設置 (公用)	9 基
	[法人等] 充電設備の設置補助 (経路充電・目的地充電)	11 基

特記事項： 申請事業のほか、以下の各種事業を実施することにより、「意識啓発」「省エネ普及」「再エネ普及」の各観点から、民生部門の脱炭素化を包括的に促進する。

「2050年脱炭素社会・アクション宣言」、愛媛版 J-クレジット制度プロジェクト、家庭用燃料電池・蓄電池・ZEH導入促進、家庭向け及び事業者向け車載型蓄電池等の導入補助、公用EVカーシェアリング実証事業、電動車普及啓発イベント、水素サプライチェーンモデル実証事業、水素ステーション設置補助事業 等。

(3) 事業実施における創意工夫

○自家消費型の太陽光発電の推進 ((2) ①関係)

誘客促進に取り組む「とべもり+ (プラス)」(とべ動物園、えひめこどもの城、愛媛県総合運動公園、愛媛森林公園の4施設)の県有施設等において、日照時間が比較的長い(前述)という特性を活かして、初期投資不要となるPPA等による自家消費型太陽光発電の導入を積極的に進める。その際、適地を地域ブロック毎に集約することで、設置時のスケールメリットを生かす。

また、導入事例や温室効果ガス排出削減効果、電気料金の支出削減効果等を発信することで、県内での横展開に繋げる。

○太陽光発電設備の共同購入制度の創設・運営・管理 ((2) ①関係)

太陽光発電設備の導入補助(市町単独)に加え、県・全20市町が連携して、一般県民・事業者等の太陽光発電設備の共同購入制度を創設し、県内一円に再エネ創出の機運を醸成する。

※共同購入事業は、ゼロ予算で実施する。

○EV導入促進 ((2) ①、(2) ⑤関係)

リース替え・購入等のタイミングで計画的に公用車をEV化するとともに、別事業で実施する公用EVカーシェアリング実証事業や電動車普及啓発イベントを通じて、市町や県民への普及啓発を図り、個人・事業者等のEV導入に対して補助する。同時に、市町・法人・団体等の多様な主体の協力により、経路充電等の設備を充実させ、安心・安全な走行環境を整備する。

※家庭向け及び事業者向け車載型蓄電池等導入補助は、別事業で実施する。

○脱炭素化と災害対応力(レジリエンス)の同時実現 ((2) ①、(2) ⑤関係)

県有施設及び一般家庭・事業所への太陽光発電設備及び蓄電池/車載型蓄電池(EV)/外部給電器を導入することで、平時は、温室効果ガスの排出削減及び電力料金及び燃料費の支出削減を図り(前述)、停電を伴う災害時等には、自立電源の確保によるレジリエンスの向上を図る。

なお、災害時等に際しては、防災協定に基づき派遣されるEVも最大限活用して、自立電源のない防災拠点等への非常電源を確保する。

○高効率給湯器等の導入 ((2) ③関係)

省エネ設備への更新を加速化させ、県有施設全体の環境性能を向上させる。

(4) 事業実施による波及効果

○県の率先垂範による県内市町・民間への波及

県有施設での取組事例、温室効果ガス排出削減効果を様々な方法で広く発信することにより、市町や企業・事業者、一般家庭における取組が促進される。

【発信方法】

- ・ 市町向けには、既存の「県・市町連携推進本部」(知事及び県内全市町長の直接協議の場)やその下部組織を通じて、「オール愛媛」での取組を促進する。

(太陽光発電設備の共同購入事業(前述)も、同枠組みを活用して、県と全20市町で施策化。)

- ・ 県民や事業者等向けには、「愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議」や「地球温暖化防止活動推進センター」を通じた情報提供、「愛媛県地球温暖化防止活動推進員」による普及・啓発活動、HPを含む県広報媒体を通じた広報のほか、ローカルSDGs 四国を通じた情報発信も行う。

○民間活力の利用による経済循環

民間事業者による設置・施工、PPA・リース、調達等により、経済循環が促進される。

○燃料費負担の軽減・県外流出の防止

県民・事業者の電力料金・ガソリン代等の負担が軽減されるとともに、電気料金等の県外流出を防ぎ、県内経済活動への再投資が可能となる。

○非常時の防災対応力の向上

太陽光発電及び蓄電池/車載型蓄電池(EV)/外部給電器の組み合わせにより、非常時等のエネ

ルギー自立を図り、防災対応力（レジリエンス）の向上・強靱化が図られる。

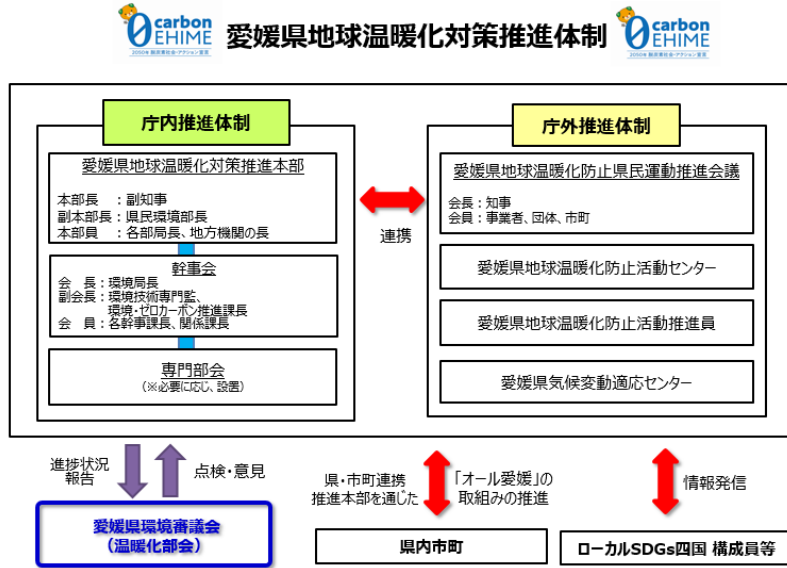
(5) 推進体制

①地方公共団体内部での推進体制

副知事をトップに、庁内関係部局長で構成する「愛媛県地球温暖化対策推進本部」を令和4年11月に設置。各部局が連携し、本県の脱炭素社会の実現に向けた各種施策を総合的・部局横断的に推進する体制を構築している。

また、同本部のもと、事務を補助する幹事会を設置し、部局間の調整を行うとともに、必要に応じて専門部会を設置し、個別事項について検討を行う。

なお、地球温暖化対策を所管する県民環境部環境局環境・ゼロカーボン推進課が事務を主管する。



②地方公共団体外部との連携体制

知事をトップに、20市町をはじめ、経済団体、金融機関、太陽光発電設備取扱事業者等の265企業・団体（R4年10月現在）が参加する「愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議」を中核として、県内の各界各層が一体となって温室効果ガス排出量削減に取り組み、「愛媛県地球温暖化防止活動推進センター」及び「愛媛県地球温暖化防止活動推進員」と連携した普及啓発活動を展開するとともに、既存の「県・市町連携推進本部」（知事及び県内全市町長の直接協議の場）の枠組みを活用して、「オール愛媛」での取組を促進する。

なお、施策の進捗状況は、外部委員で構成される「愛媛県環境審議会」（温暖化部会）で点検し、公表する。

3. その他

(1) 財政力指数

令和3年度 愛媛県財政力指数 0.42493 (都道府県平均 0.50034)

(2) 地域特例

なし